○水俣市病院事業看護学生奨学金貸付規程

平成２５年１月４日
病院事業管理規程第１号

（目的）

第１条　この規程は、水俣市病院事業の看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）として業務に従事しようとする者に対し、修学のための奨学金を貸付けることにより、国保水俣市立総合医療センター（以下「医療センター」という。）の看護師等の充足に資することを目的とする。

（貸付対象者）

第２条　水俣市病院事業看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けの対象となる者は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 20 条及び第 21 条に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所（以下これらを「養成施設」という。）に在学する者、または、入学予定の者で次の各号の要件を全て満たすものとする。

（１）　養成施設を卒業した後、直ちに医療センターにおいて看護師等として業務に従事しようとする意思があること。

（２）　健康かつ品行方正であって、学業成績が優秀であること。

（３）　返還免除規定のある同種の奨学金を他から借り受けておらず、かつ借り受ける予定がないこと

（奨学金の種類）

第３条　奨学金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　月次奨学金　　月ごとに貸付ける奨学金

（２）　入学時奨学金　　養成施設の入学時に要する資金として貸し付ける奨学金

（貸付金額等）

第４条　月次奨学金の貸付金額は次の各号のとおりとする。

（１）　高等学校の看護に関する学科に在学している者　　月額 5 万円

（２）　高等学校の看護に関する学科の専攻課程に在学している者　　月額 6 万円

（３）　前２号に掲げる以外の養成施設に在学している者　　月額 5 万円

２　入学時奨学金の貸付金額は次の各号のとおりとする。

（１）　高等学校の看護に関する学科に入学したとき。　　10 万円

（２）　高等学校の看護に関する学科の専攻課程に入学したとき。　　20 万円

（３）　前２号に掲げる以外の養成施設に入学したとき。　　20 万円

（貸付期間）

第５条　月次奨学金の貸付期間は、養成施設に入学した日の属する月から卒業する日の属する月までの間で当該養成施設の正規の修学期間内において水俣市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める期間とする。

（貸付方法）

第６条　月次奨学金の貸付けは、年４期に分け、4 月、7 月、10 月、1 月のそれぞれ末日までに 3 箇月分を口座振込で行うものとする。

２　入学時奨学金は、養成施設へ入学金を支払う月の翌月末日までに口座振込で行うものとする。

（貸付申請）

第７条　奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「奨学金貸付申請者」という。）は、次の各号に定

める書類を添付のうえ、管理者に提出しなければならない。

（１）　水俣市病院事業看護学生奨学金貸付申請書（様式第１号）

（２）　奨学生推薦調書（様式第２号）

（３）　学業成績証明書

（４）　印鑑登録証明書（連帯保証人２名のもの）

（連帯保証人）

第８条　奨学金貸付申請者は、次の各号に定める連帯保証人をそれぞれ１名立てなければならない。

（１）　奨学生の父又は母（父母がいない場合は、２親等内親族又は管理者が適当と認める者）

（２）　奨学生と生計を一にしない者で、奨学金の返還責任を負うことができる資力を有する者

２　連帯保証人を死亡等により変更しようとするとき又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、連帯保証人変更届（様式第３号）を提出しなければならない。

（奨学生の選考）

第９条　管理者は、第７条の規定に定める申請書を受理したときは、書類による審査のほか必要に応じ面接を行い、奨学金の貸付けを行う者（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。

２　前項により奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書（様式第４号）により本人に通知するものとする。

３　前項により、奨学生決定通知を受けた奨学生は、連帯保証人が連署した誓約書（様式第５号）を前項の通知を受けた日から 10 日以内に管理者に提出しなければならない。

（在学証明書等の提出）

第 10 条　奨学生は、毎年４月末日までに在学証明書を管理者に提出しなければならない。

２　奨学生は、貸付申請時を除き、毎年４月末日までに学業成績証明書を管理者に提出しなければならない。

（異動の届出）

第 11 条　奨学生は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学生異動届（様式第６号）を管理者に提出しなければならない。

（１）　休学したとき。

（２）　復学したとき。

（３）　転学したとき。

（４）　退学したとき。

（５）　停学したとき。

（６）　本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

（奨学金の辞退）

第 12 条　奨学生が奨学金の貸付けを辞退する場合は、直ちに奨学生辞退届（様式第７号）を管理者に提出しなければならない。

（奨学生の死亡）

第 13 条　奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、戸籍抄本を添え死亡届（様式第８号）を管理者に提出しなければならない。

（奨学金の休止）

第 14 条　管理者は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間、奨学金の貸付けを休止するものとする。

（奨学金の停止）

第 15 条　管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の貸付けを停止するものとする。

（1）　養成施設を退学したとき。

（2）　第２条に掲げる要件を欠いたとき。

（3）　奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

（4）　学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

（5）　心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（6）　前５号に定めるもののほか、奨学金の貸付けを停止することが適当であると認められるとき。

(奨学金の返還)

第 16 条　奨学金は、無利子とし、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して奨学金の貸付けを受けた期間（前条の規定により奨学金の貸付けを停止された期間を除く。）の相当する期間内に全額を返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（1）　前条の規定により貸付けを停止されたとき。

（2）　貸付けを辞退したとき。

（3）　養成施設を卒業して２年以内に水俣市病院事業の看護師採用試験に合格できなかったとき又は合格しているが看護師免許を取得できなかったとき。

（4）　前３号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

３　奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額について年利 5.0%の延滞利息を支払わなければならない。

(奨学金返還の猶予)

第 17 条　管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

（1）　医療センターにおいて看護師等として業務に従事しているとき。

（2）　心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

（3）　その他正当な事由のため奨学金の返還が困難と認められるとき。

２　前項の規定により返還の猶予を受けようとする奨学生は、奨学金返還猶予申請書（様式第９号）及び申請事由を証する書類を管理者に提出しなければならない。

３　管理者は、奨学金の返還を猶予する決定をしたときは、奨学金返還猶予決定通知書（様式第１０号）により奨学生に通知するものとする。

(奨学金返還の免除)

第 18 条　管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学金の返還の全部又は一部を免除することができる。

（1）　奨学金を受けた月数に相当する期間、医療センターにおいて看護師等として業務に従事したとき。　全額

（2）　医療センターにおいて看護師等として業務に従事した期間が貸付期間に満たないとき。

50,000円にその業務に従事した月数を乗じて得た額

（３）　心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができないと認められるとき。　全額又は一部

（４）　死亡したとき。　全額

２　前項の規定により、奨学金の返還の免除を受けようとする奨学生は、奨学金返還免除申請書（様式第１１号）を管理者に提出しなければならない。

３　管理者は、奨学金の返還を免除する決定をしたときは、奨学金返還免除決定通知書（様式第１２号）により奨学生に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第19条　奨学生は、卒業前に奨学金借用証書（様式第１３号）を管理者に提出しなければならない。

２　奨学生が退学し、若しくは奨学金の貸付けを辞退し、又は停止されたときは、直ちに奨学金借用証書を管理者に提出しなければならない。

３　前２項の奨学金借用証書には連帯保証人２名が連署しなければならない。

（委任）

第20条　この規程に定めるもののほか奨学金の貸付けに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年１月１５日から施行する。